

指定部品一覧（ぱちんこ遊技機）

1. 遊技機製造業者の業務委託に関する規程（以下「規程」という。）第2条第8号の「部品」について

規程第2条第8号に定める「部品」は、下表に基づき、製造業者が型式ごとに交換する部品を分類し、運用する。

（スマートパチンコ）

部品区分	No	指定営業所への委託	部品名称	部品区分	No	指定営業所への委託	部品名称
特定部品	1	不可	主制御基板	特定部品	1	不可	主制御基板
	2	不可	払出制御基板		2	不可	枠制御基板
	3	不可	電源基板		3	不可	遊技球数表示基板、計数ユニット
	4	不可	発射制御基板		4	不可	電源基板
	5	可	発射ユニット		5	不可	発射制御基板
	6	可	ハンドルユニット		6	可	発射ユニット
	7	可	払出ユニット		7	可	ハンドルユニット
	8	不可	遊技くぎ		8	不可	遊技くぎ
	9	不可	風車		9	不可	風車
	10	可 (※)	役物その他遊技球と接触する可能性のある遊技盤上の構造物（センターケース、アタッカー、電チュー等）		10	可 (※)	役物その他遊技球と接触する可能性のある遊技盤上の構造物（センターケース、アタッカー、電チュー等）
特定部品以外の部品	11	可	特図普図LED基板、玉貸しLED基板、主基板に接続されるスイッチ基板	特定部品以外の部品	11	可	特図普図LED基板、主基板に接続されるスイッチ基板
	12	可	内枠ユニット		12	可	内枠ユニット
	13	可	外枠ユニット		13	可	外枠ユニット
	14	可	タンクユニット		14	可	遊技球等貸出装置接続端子板、中継端子板
	15	可	外部端子板、遊技球等貸出装置接続端子板、中継端子板		15	可	サブ制御基板
	16	可	サブ制御基板		16	可	周辺基板に接続されるスイッチ基板、LED基板、中継基板
	17	可	周辺基板に接続されるスイッチ基板、LED基板、中継基板		17	可	主基板及び遊技機端子板に接続されるハーネス
	18	可	主基板及び遊技機端子板に接続されるハーネス		18	可	主基板及び遊技機端子板に接続されるスイッチ、モータ、ソレノイド等
	19	可	主基板及び遊技機端子板に接続されるスイッチ、モータ、ソレノイド等		19	可	周辺基板に接続されるハーネス
	20	可	周辺基板に接続されるハーネス		20	可	周辺基板に接続されるスイッチ、モータ、ソレノイド、液晶パネル、スピーカ、遊技球と接触する可能性のない遊技盤上の構造物等
	21	可	周辺基板に接続されるスイッチ、モータ、ソレノイド、液晶パネル、スピーカ、遊技球と接触する可能性のない遊技盤上の構造物等		21	可	循環ユニット

※No10のうち、指定営業所へ委託できるのは、アタッカー、電チュー、その他入賞を容易にするための装置または入賞感知機構を備えた部品以外の部品

2. 規程第2条第8号の「特定部品」について

製造業者が型式ごとに分類した部品のうち、No1～10の何れかに該当する部品を特定部品とする。

特定部品と特定部品以外の部品が混在する部品は特定部品として扱う。

特定部品を構成する部品についても特定部品として扱う。

3. 変更承認申請と変更届出の区分けについて

従前のおりとする。